

委員会提出議案第 1 号

取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり，取手市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 2 月 27 日

取手市議会議長 岩 澤 信 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 赤 羽 直 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により条項の移動が生じたことに伴い，同法を引用する規定について整理を行うとともに，その他所要の整備を行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

取手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(定義) 第２条（略） ２から９まで（略） １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成２５年法律第２７号。 <u>第１２条第５項において「番号利用法」という。</u>) <u>第２条第９項</u> に規定する特定個人情報をいう。 １１ から １３ まで（略） (利用及び提供の制限) 第 １２ 条（略） ２ から ４ まで（略） ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(定義) 第２条（略） ２ から ９ まで（略） １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成２５年法律第２７号。 <u>以下「番号利用法」という。</u>) <u>第２条第８項</u> に規定する特定個人情報をいう。 １１ から １３ まで（略） (利用及び提供の制限) 第 １２ 条（略） ２ から ４ まで（略） ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで <u>及び第２９条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第 １２ 条 第 １ 項の 部から第 １２ 条第 ２ 項第 １ 号 の部まで	(略)	(略)	第 １２ 条 第 １ 項の 部から第 １２ 条第 ２ 項第 １ 号 の部まで	(略)	(略)
第 ３８ 条 第 １ 項第 １ 号	又は第 １２ 条第 １ 項 及び第 ２ 項の規定 に違反し て利用さ	第 １２ 条第 ５ 項の 規定により読み 替えて適用する 同条第 １ 項及び 第 ２ 項(第 １ 号に 係る部分に限	第 ３８ 条 第 １ 項第 １ 号	又は第 １２ 条第 １ 項 及び第 ２ 項の規定 に違反し て利用さ	第 １２ 条第 ５ 項の 規定により読み 替えて適用する 同条第 １ 項及び 第 ２ 項(第 １ 号に 係る部分に限

	れているとき	る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき		れているとき	る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条 第1項第2号	(略)	(略)	第38条 第1項第2号	(略)	(略)
(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。 (1)から(9)まで (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録			(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。 (1)から(9)まで (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの		

するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イからキまで (略) (2)及び(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 27 条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)及び(2) (略) 3 (略) (訂正請求権) 第 31 条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。 3 (略)	(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イからキまで (略) (2)及び(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下<u>この章及び第 48 条において</u>「開示請求」という。)をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 27 条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下<u>この章において</u>「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)及び(2) (略) 3 (略) (訂正請求権) 第 31 条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下<u>この章及び第 48 条において</u>「訂正請求」という。)をすることができる。 3 (略)
---	---

(訂正請求の手続)

第 32 条 (略)

2 (略)

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第 39 条 (略)

2 (略)

- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第 47 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためそ

(訂正請求の手続)

第 32 条 (略)

2 (略)

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第 48 条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第 39 条 (略)

2 (略)

- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第 47 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためそ

の中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条及び第51条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

の中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条及び第51条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

意見書案第1号

高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月5日

取手市議会議長

岩 澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 遠 山 智恵子

〃 〃 加 増 充 子

〃 〃 根 岸 裕美子

高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書（案）

厚生労働省は、高額療養費制度の自己負担限度額を全ての所得階層で引き上げようとしています。しかも、上限は3年にわたって段階的に引き上げる内容です。

高額療養費制度は、大きな手術などで高額な医療費がかかった場合、所得に応じて一定の上限を定めている制度です。世代を問わず、全ての国民に関わる公的医療保険制度のセーフティネットで、この自己負担限度額が引き上がれば高額の医療費によって治療を断念せざるを得ないなど、命と健康に直結するものとなります。

現在のがん治療においては、長期にわたって継続して治療を受けることを前提とした治療や治療薬が増えており、これらの治療を受けている、または治療薬を投与されている患者は、毎月一定の治療費を払い続けています。70歳未満の現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながら、ぎりぎりの範囲で医療費を毎月支払い続けている患者もいます。高額療養費制度における自己負担限度額引上げは、高額療養費制度の負担上限まで支払っている患者、特に長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族にとっては、生活が成り立たなくなることなどが危惧されます。

世代を問わず高額な医療を受けなければならない可能性があります。必要なのは、国の責任において財源を確保して、誰もが安心して医療にアクセスできる公的医療保険制度を保障し、持続可能な社会保障制度を充実させることです。

よって、国におかれましては、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

意見書案第2号

最低賃金の引上げのための中小企業支援策の拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日

取手市議会議長

岩 澤 信 殿

提出者 建設経済常任委員会

委員長 海 東 一 弘

最低賃金の引上げのための中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

現在、非正規雇用労働者は2,000万人を超え、全労働者の4割を超えています。非正規労働者の7割近くは女性労働者であり、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態であり、少子化の最大の要因となっており、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

令和6年10月1日から、茨城県の最低賃金は52円引き上がり1,005円になり、1,000円を超えました。昨年の国の目安は全国一律50円でしたが、茨城県をはじめ27県が国の目安を超えた引上げを行い、全国加重平均が1,055円になりました。しかし、物価高の中で、県民生活は困難を極め、非正規労働者の多数を占める女性の生活苦や自殺が改善されていません。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためにも、最低賃金の引上げと全ての労働者の賃金の大幅引上げが欠かせません。

日本の最低賃金制度の問題点は、最低賃金が低すぎる、国の支援が不十分で中小企業支援が進まず中小企業が賃上げできないなどが挙げられます。最低賃金の高い都道府県ほど労働者の時給が高く、茨城県は最低賃金ぎりぎりの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉県や埼玉県、東京都に労働者が流出しています。労働者の流出は、県内の中小企業や医療・福祉職場等の人手不足を深刻にしています。

そして、国においては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担えるよう、最低賃金を引き上げる必要があります。また、最低賃金引上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の事業主負担金の減免など、国の支援予算を増額するとともに、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求めます。

記

- 1 政府は、最低賃金の引上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣